

- 今回の見直しの論点は大きく4つ。
 - ① **評価の対象**は現行の4項目を基本としつつ、名称や項目間の相互関係、各項目の評価の視点を見直す必要があるのではないか。
 - ② **評価の基準の記載ぶり**について、**研究力向上を目指していくため**に見直す必要があるのではないか。
 - ③ **評価体系全体**について、効率的に評価を進める観点から、検討が必要ではないか。
 - ④ 新たな大綱的指針の適用時期についても検討する必要があるのではないか。

【評価の対象について】

- 大綱的指針には、①**研究開発プログラム**、②**研究開発課題**、③**研究者等の業績**、④**研究開発機関等の評価**が規定されている。**評価の対象は、引き続きこの4項目を基本としつつ、名称や、項目間の相互の関係性の整理、各項目における評価の視点を見直すことが必要ではないか。**
- 例えば、第7期「科学技術・イノベーション基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、URA等の「**研究マネジメント人材**」や、「**研究開発環境の整備に関する事業**」等を、**新たな評価の視点に位置付けることが考えられるのではないか。**

【評価の基準について】

- 大綱的指針においては、例えば、研究課題評価の基準として「必要性、有効性、効率性の観点から、また、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点」と記載されている。この点について、**基本計画における研究力の向上を目指していく方向性を踏まえ、評価の基準を見直す必要があるかどうか**、検討が必要ではないか。
- **第6期基本計画以降で導入された、トランスフォーマティブ・イノベーション等の新しい考え方をどのように位置づけるか。**

【評価の体系と重複について】

- **前回改定から政策評価制度、行政事業レビュー、EBPMの導入が進んでいることを踏まえ、プログラム評価を捉え直す必要があるのではないか。**
- 大綱的指針に基づく評価の他に、政策評価法等※による評価等、**他の政策評価が存在する**。これらの評価について、**重複がある場合、「評価疲れ」への対応の観点も含め、大綱的指針でどのように評価を進めるべきか**、検討が必要ではないか。 ※ 独立行政法人通則法や国立大学法人法等

【見直し後の大綱的指針の適用時期について】

- 大綱的指針を見直した後、**各省における研究開発評価に関する指針をいつまでに見直すことが必要かの目安を示すこと**について、検討が必要ではないか。
- **既に開始している研究開発課題等への、見直し後の大綱的指針の適用**はどのようにすべきか。研究開発期間中に評価の指針が変わることを、どのように考慮すべきか。